**転園の申込みについて**

転園を希望する場合、転園申込書の提出が必要となります。

＜申込書の取得方法＞

1. 幼児教育課窓口
2. 市ホームページ

＜転園の開始月＞

　転園の開始月は、当初決定した保育所等の入所開始月の翌月以降となります。

※入所決定月の当月の転園はできません。

＜受付の期間＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入所月 | 受付期間 | | | 入所月 | 受付期間 | | |
| ４月 | － | ～ | － | 10月 | ８/６（水） | ～ | ９/５（金） |
| ５月 | ３/６（木） | ～ | ４/４（金） | 11月 | ９/８（月） | ～ | 10/３（金） |
| ６月 | ４/７（月） | ～ | ５/２（金） | 12月 | 10/６（月） | ～ | 11/５（水） |
| ７月 | ５/７（水） | ～ | ６/５（木） | １月 | 11/６（木） | ～ | 12/５（金） |
| ８月 | ６/６（金） | ～ | ７/４（金） | ２月 | 12/８（月） | ～ | １/５（月） |
| ９月 | ７/７（月） | ～ | ８/５（火） | ３月 | １/６（火） | ～ | ２/５（木） |

＜同意・確認事項＞

①　毎月の利用調整の結果、転園が決定した場合に、ご連絡いたします。

※希望園の空き状況等により、転園が決定しない場合には、連絡いたしません。

②　転園が決定した場合、いかなる理由があっても、元の園に戻ることはできません。

※転園の決定と同時に、元の園には他の申込児童が入園します。

※転園の決定前に事前の意思確認はいたしません。

③　転園の必要がなくなった場合、必ず取下げの連絡（電話等）してください。

※転園申込書は、提出した年度内に限って有効となります。

問い合わせ先

伊東市幼児教育課幼児教育係

電話0557-32-1951